

【別添2】学校において予防すべき感染症一覧

分類	種類	備考
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第 19 条第 2 号イにおいて同じ。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）の 一類感染症と結核を除く二類感染症を規定
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

※学校保健安全法施行規則第 18 条（感染症の種類）